

「第4回 NITS 大賞」事業要項の主な変更点等について

「第4回 NITS 大賞」事業要項については、第3回からいくつか内容変更をしております。以下ご留意いただき、多くのご応募をお待ちしております。

1 事業要項の変更について

① エントリー要件

第4回から、個人の実践活動の募集は取りやめます。昨今の「チーム学校」を具現化し、学校全体で計画的・組織的に取り組んだ実践活動を募集します。

第3回 NITS 大賞	第4回 NITS 大賞
<u>個人及び学校</u> が、学校をとりまく課題の解決に向けて実践した活動	学校の課題の解決や教職員の資質能力向上を目指して、 <u>学校全体で計画的・組織的に取り組み</u> 、学校をとりまく課題を改善した実践活動

② エントリー資格

①の要件の変更に伴い、エントリー資格者は学校のみとなります。個人名ではなく、必ず学校名でエントリーしてください。

(※当機構が主催する研修の修了者も学校名でエントリーすることができます。ぜひ積極にご応募ください。)

第3回 NITS 大賞	第4回 NITS 大賞
<u>個人または学校</u> （幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）ただし、個人は当機構が主催する研修の修了者に限る。	<u>学校</u> （幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

③ 応募部門の廃止

第4回から、応募部門の設定はありません。喫緊の教育課題（健康教育、外国人児童生徒、学校安全等）への対応等、実践活動内容が幅広くなりました。

第3回 NITS 大賞	第4回 NITS 大賞
学校組織マネジメントの絶えざる改善を前提として、以下 <u>4つの分野の実践活動を行うこと</u> （カリキュラム・マネジメント実践部門、働き方改革実践部門、地域とともにある学校実践部門、校内研修プログラム開発・実践部門）	<u>削除</u>

2 エントリーシート記載の留意事項【重要】

応募されたエントリーシートは、全て機構ウェブサイトに掲載(令和3年3月)いたします。本事業は著作権法第35条に示される「学校その他の教育機関」における授業の過程には当たりませんので、著作権者の許諾なく著作物を複製できません。エントリーシートならびに発表（プレゼンテーション）資料等、本事業にかかる制作物については、他者の著作権を侵害しないよう「いらすとや (<https://www.irasutoya.com/>)」などの規約で利用を許可しているものを使用してください。写真掲載の場合には、児童生徒を特定できる形になっていないものを使用する等、肖像権には十分ご留意ください。